

スーパーフリーローン（シルバーライフ）要項

名 称	シルバーライフ（月払方式）	
対 象 者	申込時満60歳以上完済時満81歳未満の健康で返済能力のある個人	
資 金 使 途	健康的で文化的な生活を営む為に必要な資金。 但し、事業性資金・旧債務返済金・投機的資金及び遊興費を除く。	
融 資 形 式	証書貸付方式	
融 資 金 額	債務者1人について10万円以上100万円以下（1万円単位） 但し、前年度年収の50%と以内とする。 尚、公的年金担保融資利用者の年金は年収とみなされない。	
融 資 実 行 日	当組合所定の日とする。	
返 済 方 法	元利均等毎月返済（隔月返済も可とする） 但し、年間返済額は、前年度年収の30%以内とする。	
返 済 日	当組合所定の日とする。	
融 資 利 率	当組合所定の利率とする。	
保 証 料	年2.5%とする 尚、保証料率は当組合・オリコの協議のうえ変更できるものとし、その際には別途変更覚書を取り交わすものとする。	
融 資 期 間	5年以内（6ヶ月単位） 但し、隔月返済で融資実行月が奇数月の場合は、融資期限（完済月）は6カ月の整数倍の前後1カ月とする。	
連 帯 保 証 人	原則不要とする。但し、オリコが必要と認めた場合には徴求する。	
繰 上 返 済	当組合所定の方法とする。	
取 扱 店	当組合の全店とする。	
必 要 書 類	本人確認資料	取引時確認に必要な書類（写し） 顔写真付き確認書類の場合1通、顔写真なしの場合2通の原本提示を受ける方法に基づき取り扱う。
	資金使途証明	原則不要とする。但し、オリコが必要と認めた場合は徴求する。
	所 得 証 明	・給与所得者・・・所得証明書又は源泉徴収票の写し ・個人事業者・・・納税証明書又は確定申告書の写し 但し、借入者が当組合にて年金受給中は、所得証明書は不要とする。
	その他	年間年金受給額を証明する通知書の写し

平成20年4月1日制定

令和4年3月1日一部改訂